

農業者年金で安心して豊かな老後を

「農業者年金」に加入しませんか？ 農業者がより豊かな老後生活を過ごすことができるよう国民年金(基礎年金)に上乗せした公的な積立年金制度です。

1 農業に従事する方は広く加入できます

- ☆年間60日以上農業に従事する
- ☆国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、
- ☆20歳以上60歳未満の方
 - ※配偶者・後継者などの家族従事者も加入できます。
 - ※60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者も加入できます。

2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

- ☆加入者の積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる確定拠出型年金で、加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

3 通常加入の場合、保険料は自由に選択できます

- ☆月額20,000円から最高67,000円まで、千円単位で自由に選択できます。ご自身のライフプランにあわせて、いつでも見直しが可能です。
 - ※35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、月額10,000円からでも通常加入できます。

4 80歳までの保証がついた終身年金です

- ☆年金は生涯受給できます。
- ☆加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合は、80歳までに受け取るはずの農業者老齢年金を予定利率で割り戻した額を、死亡一時金として遺族が受け取れます。

5 税制面での優遇措置が大きい

- ☆保険料は全額（年額最高804,000円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税等の節税になります。また、受給した年金は公的年金等控除の対象となります。

6 政策支援加入なら、保険料の国庫補助があります

- ☆一定の要件（認定農業者等）を満たす意欲ある担い手は、保険料の2割、3割、5割のいずれかの補助が受けられます。
- ☆国庫補助を受ける場合の保険料は、月額20,000円に固定されます。

詳しくは農業委員会、または農協へおたずねください。

お問い合わせ

〒046-8546 余市町朝日町26番地 余市町役場2階

余市町農業委員会事務局

電話：0135-21-2135